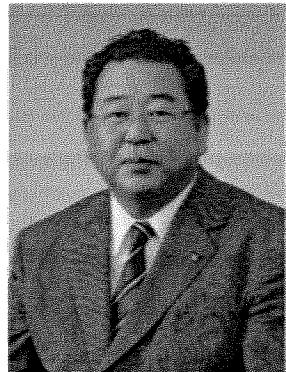


**尾鷲市**

**男女共同参画推進基本計画**

平成 20 年 3 月



私たちを取り巻く社会の状況は、少子高齢化が進むとともに、人々のライフスタイルが個性化・多様化するなど、近年急激な変化をみせています。

こうした変化に対応し、真に豊かで安心して暮らせる活力ある社会を築いていくためには、女性と男性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かれ合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現が重要な課題です。

現在の厳しい社会情勢にあっては、「新生おわせ」にふさわしい豊かで活力ある社会を実現するためにも、一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会に参画・貢献していくことが不可欠であり、またそうした環境づくりが求められています。

本市におきましては、このような取り組みを進めていくための方針として、平成14年2月に「尾鷲市男女共同参画社会推進プラン」を策定、また、平成19年3月には、より充実した施策が推進できるよう、この推進プランの改訂作業を行い、新たな「尾鷲市男女共同参画社会推進プラン」を策定し、このプランに基づいて施策を講じることといたしました。

こうした中で、平成19年3月、「尾鷲市男女共同参画推進条例」が制定され、平成19年4月1日から施行されることになりました。これにともない、既存の推進プランを基にこの条例の第9条に規定する基本計画として、ここに新たに「尾鷲市男女共同参画推進基本計画」を策定いたしました。

この基本計画の策定に当たりまして、ご協力をいただきました「尾鷲市男女共同参画審議会」はじめ市民及び事業者の皆様に、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも本市の男女共同参画社会推進に一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年3月

伊藤光久  
尾鷲市長

# 目 次

## 第1章 はじめに

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 1. 基本計画の策定目的.....       | 1 |
| 2. 基本計画の性格.....         | 2 |
| 3. 基本計画の期間 .....        | 2 |
| 4. 基本計画策定までの社会の動き ..... | 3 |

## 第2章 男女共同参画社会の推進に向けて

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1. 基本理念・基本目標.....             | 4  |
| 2. 施策の体系.....                 | 5  |
| 3. 取り組みの方針.....               | 7  |
| 基本目標1 男女共同参画に向けての意識づくり .....  | 7  |
| 基本目標2 男女が互いに認め合う社会環境づくり ..... | 16 |
| 基本目標3 あらゆる分野への男女共同参画 .....    | 26 |

## 第3章 計画の推進体制

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1. 推進体制の整備..... | 32 |
|-----------------|----|

## 参考資料

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 所管課別施策一覧表.....          | 33 |
| 尾鷲市男女共同参画審議会設置要綱.....   | 38 |
| 尾鷲市男女共同参画審議会委員名簿.....   | 39 |
| 尾鷲市男女共同参画推進会議設置要綱 ..... | 40 |
| 尾鷲市男女共同参画推進会議委員名簿 ..... | 41 |
| 尾鷲市男女共同参画推進条例 .....     | 42 |
| 用語解説.....               | 45 |

# 第1章 はじめに

## 1. 基本計画の策定目的

本市では、平成14年に「尾鷲市男女共同参画社会推進プラン」を策定し、男女がともに変わるべき社会をめざして、積極的な取り組みを進めてきました。

この間にも、わが国の経済・社会状況は、少子高齢化がさらに進み、経済の成熟化・国際化、情報化の急速な進展をみせています。こうした社会の動きのなかで、将来にわたって豊かで安心できる社会を築くためには、男女共同参画社会の実現が欠くことのできない要件であることが、次第に社会の共通認識になってきています。しかしながら、その一方で、いまだに住民の意識や行動、社会の慣習・慣行のなかには、女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な観念が根強く残っています。

国においては、平成17年12月に「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、三重県においても、平成19年3月に「三重県男女共同参画基本計画」が改訂されるなど、国、県における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの方針の再構築がなされています。また、平成19年4月からは「改正男女雇用機会均等法」が施行されるなど、法制面でも整備が進められています。

本市においても、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において行政、市民及び事業者が手を携えて男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、「尾鷲市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）が平成19年3月に制定され、4月1日から施行されました。

こうした中で、平成14年2月に策定した「尾鷲市男女共同参画社会推進プラン」の計画期間が平成18年度で終了するため、この推進プランに基づくこれまでの取り組みを見直して、引き続き取り組むべき課題や社会情勢の変化などから生じる課題に適切に対応するための新たな「尾鷲市男女共同参画社会推進プラン」を策定し、この推進プランに基づいて、今後の施策を講じることとしたところ、新推進プランの策定と相前後して制定された条例の第9条に「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」の策定が規定され、条例に基づく「基本計画」の策定が必要となりました。

本計画は、改訂後の推進プランを基にしつつ、条例制定の趣旨に基づくとともに、平成19年3月策定の「第5次尾鷲市総合計画 後期基本計画」の方向づけと整合を図りながら、本市における「男女共同参画社会」の実現に向けた諸施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。なお、この基本計画策定後は「尾鷲市男女共同参画社会推進プラン」は基本計画に統合されます。

## **2. 基本計画の性格**

---

平成 19 年 3 月策定の「尾鷲市男女共同参画社会推進プラン」を基にして、本市における男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第 9 条の規定に基づく「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」となるものです。

国の「男女共同参画社会基本法」及び「男女共同参画基本計画」、並びに三重県の「三重県男女共同参画推進条例」及び「三重県男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえた計画です。

また「第 5 次尾鷲市総合計画 後期基本計画」（計画期間・平成 19 年から平成 23 年）との整合性を有する計画です。

## **3. 基本計画の期間**

---

計画の期間は、「尾鷲市総合計画」の方向づけと整合を図るため、平成 20 年度から平成 23 年度までのおおむね 4 年間とします。

ただし、社会情勢の変化等を見極めながら、必要に応じ見直しを検討するものとします。

## 4. 基本計画策定までの社会の動き

---

### ◆ 国際的な動き

平成 17 年には第 49 回国連女性の地位委員会（国連「北京 +10」世界閣僚級会合）がニューヨークにおいて開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議の成果文書」を再認識し、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める「宣言文」の採択と、「国内政策及び計画におけるジェンダー主流化」、「様々な災害後の救済、回復、復興取組におけるジェンダー視点の統合」等の 10 の決議が採択されました。

### ◆ 国の動き

国では、平成 15 年には「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」が施行されました。

また、平成 16 年に男女共同参画会議は、内閣総理大臣から男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について諮問を受け、2005 年平成 17 年 7 月に男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について答申し、平成 17 年 12 月、男女共同参画基本計画が改定されました。

### ◆ 県の動き

三重県では、平成 13 年から施行された「三重県男女共同参画推進条例」に基づき、平成 14 年 3 月に「三重県男女共同参画基本計画」が策定されました。また、この計画は、平成 19 年 3 月に見直し改訂が行われました。

### ◆ 市の動き

尾鷲市では、平成 14 年 2 月に策定した「尾鷲市男女共同参画社会推進プラン」の計画期間が平成 18 年度で終了するため、平成 19 年 3 月に「尾鷲市男女共同参画社会推進プラン」の改訂を行いました。

また、平成 19 年 3 月に市、市民及び事業者が手を携えて男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため「尾鷲市男女共同参画推進条例」を制定し、同年 4 月 1 日から施行しました。

## 第2章 男女共同参画社会の推進に向けて

### 1. 基本理念・基本目標

本計画が掲げる基本理念・基本目標は、本市の男女共同参画社会推進について、長期的な視点に立った取り組みを可能にするため、平成14年に策定し、平成19年に改訂した「尾鷲市男女共同参画社会推進プラン」を継承するとともに、条例制定の趣旨との整合を図るものとします。

#### (1) 基本理念

本市の男女共同参画社会推進の基本理念を、次のとおりとします。

「男女が輝いて生きる社会をめざして」

※「男女=ひとつひと」との意義

男性と女性のそれぞれが、一人ひとり人間同士として認め合うことを示している

上記の基本理念の実現にあたっては、次の視点に基づきながら取り組みを推進します。

- 男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を発揮することができる機会が確保され、かつ、個人としての尊厳及び人権が尊重されること。
- 性別による固有的な役割分担意識等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮され、男女が多様な生き方を選択できること。
- 男女が、性別にかかわりなく社会の対等な構成員として、家庭、学校、職場、地域その他の様々な分野で、方針の立案から決定に至るまでの各過程において共同して参画する機会が確保されること。
- 男女が、相互協力と社会の支援のもとに、家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会の様々な分野における活動を両立して行うことができること。

(条例第3条)

## (2) 基本目標

上記の基本理念に添って、以下の3つの基本目標を設定し、その達成に向けての施策を体系的、計画的に実施します。

**基本目標1 男女共同参画に向けての意識づくり**

**基本目標2 ひととひと  
男女が互いに認め合う社会環境づくり**

**基本目標3 あらゆる分野への男女共同参画**

## 2. 施策の体系

---

3つの基本目標に基づく本市の男女共同参画社会推進の施策の体系を、次のとおりとします。

### ■ 基本目標1 男女共同参画に向けての意識づくり

#### —(1) 男女(ひととひと)が互いに認め合う意識の育成

##### ①男女共同参画のための啓発活動

- 関係団体の連携強化
- 男女共同参画に関する学習機会・情報の提供
- 多様なメディアを活用した広報・啓発活動の推進

##### ②家庭・学校・職場・地域における男女平等教育の推進

- 家庭における男女平等の啓発の推進
- 学校等における男女平等教育の推進
- 職場における男女平等教育の推進
- 地域における男女平等教育の推進
- 人権意識の高揚

#### —(2) 性別による固定化した役割分担意識の改革

##### ①男女共同参画に向けた意識改革

- 男女平等意識の啓発
- 自主的な男女共同参画のための市民意識の高揚
- 男女共同参画に向けた相談体制の確立

##### ②個性を認め合う意識の育成

- 違いを認めあうこころを醸成するための情報、学習機会の提供
- 経済的自立、精神的自立に向けた意識の醸成と教育の推進

## 基本目標2 男女(ひととひと)が互いに認め合う社会環境づくり

### —(1)働きやすい職場環境づくり

#### ①職場環境の整備・改善

- 雇用の分野における男女の均等な機会の確保
- 職業能力の開発と起業家支援の促進
- 多様な就業形態における労働条件の向上
- 職業生活と家庭生活の両立のための育児、介護の環境整備
- ②雇用条件の改善及び職場内における男女対等意識の育成
- 事業者に対する男女共同参画意識の啓発
- 男女が平等に働く職場組織の確立
- 企業・事業所における男女共同参画の実態把握及び取り組み支援
- セクシュアル・ハラスメントの排除及び防止のための普及啓発

### —(2)男女(ひととひと)が安心して暮らせる生活環境づくり

#### ①子育て・介護支援の充実と環境の整備

- 子育て・介護における家族的責任に関する意識の啓発
- 子育てや介護の社会化の推進
- 子育て支援の充実
- 介護支援の充実
- 育児・介護休業制度の普及促進
- ②生涯を通じた健康づくりと福祉の充実
- 生涯健康づくりの指導・相談体制の充実
- 保健医療対策の充実
- ③ドメスティック・バイオレンス対策の充実
- ドメスティック・バイオレンスの根絶

## 基本目標3 あらゆる分野への男女共同参画

### —(1)政策・方針決定の場への女性の積極的登用と参画

#### ①各種審議会委員・管理職への女性登用の推進

- 女性登用に向けた人材確保
  - 審議会への女性の登用推進
  - 管理職等への女性登用
- #### ②地域社会における管理者・指導者への女性登用の促進
- 地域社会における男女共同参画への取り組み促進
  - 男女共同参画の視点に立った慣習、慣行の見直し
  - あらゆる場における積極的改善措置の採用に向けた普及啓発

### —(2)社会活動・まちづくりへの共同参画

#### ①地域活動へ参加しやすい社会環境づくり

- 市民団体のネットワーク化の促進
- 活動の場の提供
- 女性のエンパワーメントの支援
- 一時託児事業の促進

#### ②社会活動への参加啓発

- 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進
- 地域活動への参加促進
- 国際的取り組みへの対応

### 3. 取り組みの方針

---

#### 基本目標 1 男女共同参画に向けての意識づくり

わが国では、男女平等への取り組みも久しく進められてきましたが、長年にわたり社会のあらゆる分野に織り込まれてきた性差意識は、未だ根強く残っています。

これまでの「男は働いて家族を養い、女は家事・育児・介護で家庭を守る」という性別による役割分担は、21世紀が迎える少子・高齢化社会では難しい状況になってきています。男女がともに家庭にも地域にもそして職場にも同じように関わっていける社会づくりは、我が国の重要な課題でもあります。家族の絆や心の潤いを大切にしながら、男女共同参画に向けた意識改革が必要です。

男女共同参画社会を実現するためには、男性と女性が性別で分け隔てられることなく、お互いの人権を尊重するとともに、個々の能力を十分に發揮し、自らの行動に責任を持って生きることができるよう男女平等観に立った意識を育むことが必要です。

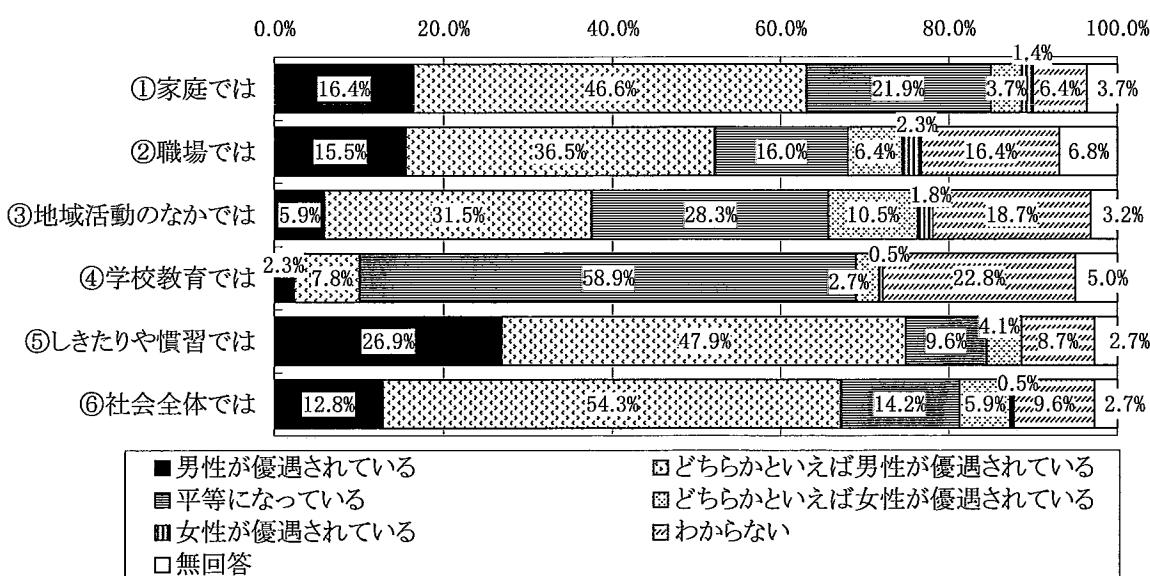
## (1) 男女が互いに認め合う意識の育成

男女がともにその基本的人権を保障され、性別にとらわれず自由な選択によって自らの人生を主体的に生きるということは、最も重要かつ基本的なことです。女性が様々な分野に進出している現在、それとともに男女平等に対する意識は徐々に浸透しつつあります。

「男女の地位の平等」について市調査でみると、前回調査と比べ「男性が優遇されている」もしくは「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した人が、「①家庭では」及び「③地域活動のなかでは」においてその割合を減少させています。しかしながら、同じく「男性が優遇されている」もしくは「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した人が、「①家庭では」で63.0%、「②職場では」で52.0%、「⑤しきたりや慣習では」で74.8%となっており、依然として男性優遇の意識傾向はみられます。

また県調査と比べると、ほぼ近い傾向がみられますが、「家庭」において男性が優遇されているとした割合が県全体では56.5%と本市の63.0%より6.5%低くなっています。本市での「家庭」における男性優遇の傾向は強く出ています。

今後も、男女が互いにその人権を尊重し、個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発と教育を推進することが必要です。

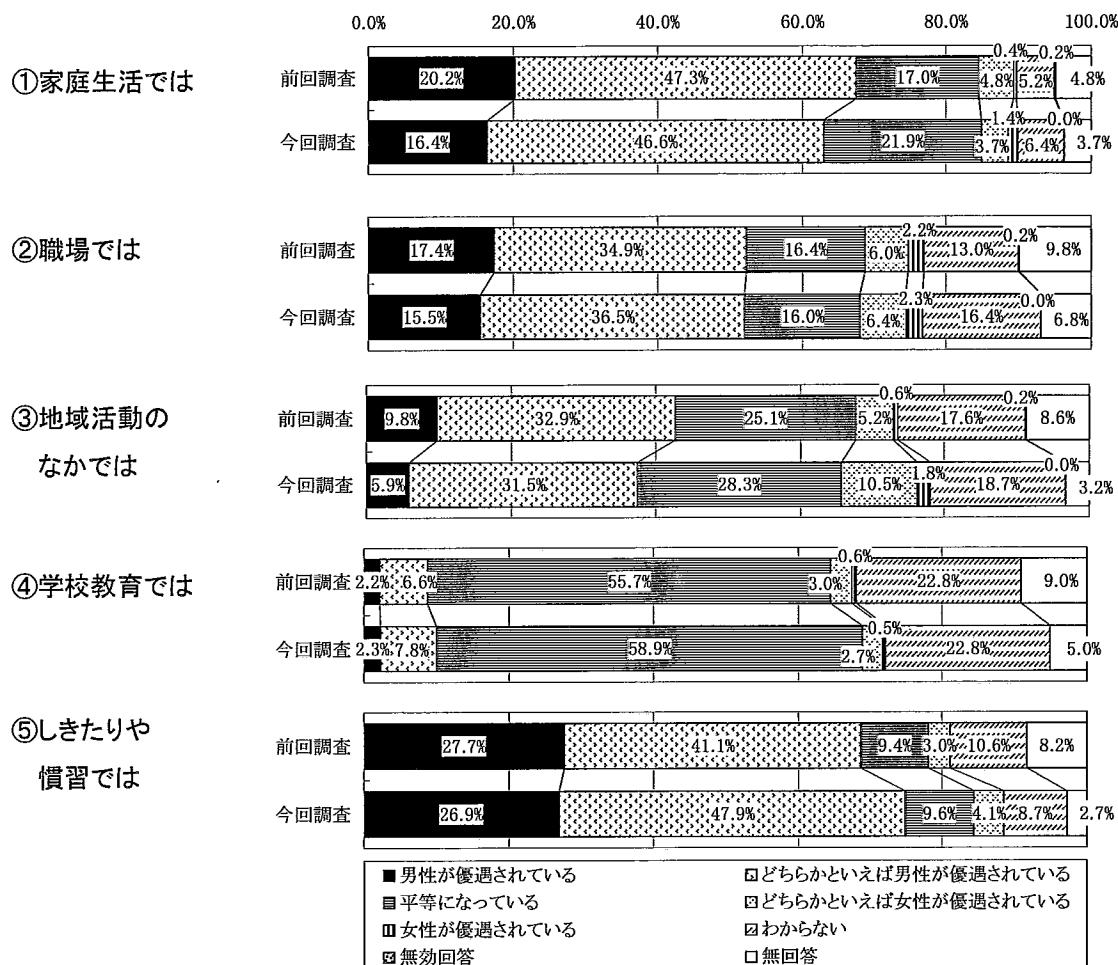


※市 調査：尾鷲市が平成18年7月に実施した「男女共同参画に関する市民意識と生活実態調査」

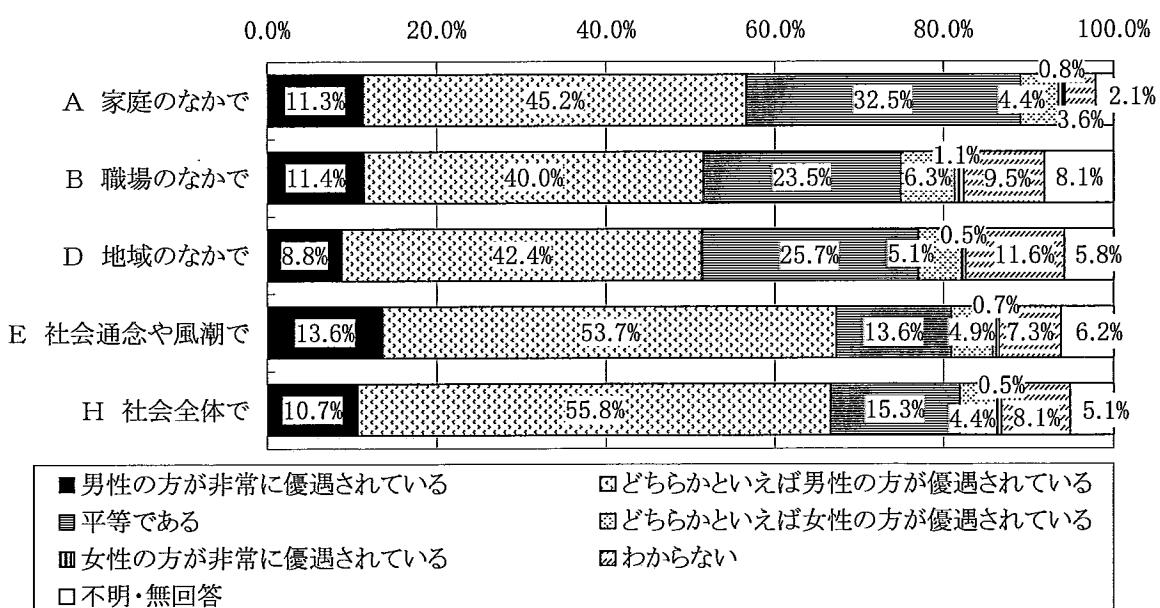
前回調査：尾鷲市が平成13年2月に実施した「男女共同参画に関する市民意識と生活調査」

県 調査：三重県が平成18年2月に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」

### 【前回調査との比較】



### 【県調査】



## ①男女共同参画のための啓発活動

男女共同参画社会の実現を目指す意識づけや学習に資するため、男女共同参画の視点に基づいた様々な学習機会の提供と多様なメディアを活用した広報・啓発活動を推進します。

### ○関係団体の連携強化

|                                       |                    |
|---------------------------------------|--------------------|
| ・男女共同参画社会づくりのため、関係諸団体と連携した全市を挙げた運動の展開 | 市長公室               |
| ・男女共同参画に貢献した個人・団体に対する支援・連携            | 市長公室               |
| ・行政や団体・企業等を対象としたセミナーの実施               | 総務課、市長公室<br>新産業創造課 |
| ・地域や団体の自主的な取り組みの推進                    | 全課                 |

### ○男女共同参画に関する学習機会・情報の提供

|                              |            |
|------------------------------|------------|
| ・地域活動に根ざした学習の奨励、各種講座の充実      | 市長公室、生涯学習課 |
| ・人材育成を目的とした研修教育機会の充実         | 総務課、市長公室   |
| ・図書館における男女共同参画に書籍の充実及び情報の収集  | 市長公室、図書館   |
| ・「広報おわせ」、ホームページ等を使った市民への情報提供 | 市長公室       |

### ○多様なメディアを活用した広報・啓発活動の推進

|  |      |
|--|------|
| ・活字、映像、インターネットを始めとした様々なメディアの活用による、男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 | 市長公室 |
|--|------|

## ②家庭・学校・職場・地域における男女平等教育の推進

家庭・学校・職場・地域のあらゆる分野において男女平等教育・学習を推進します。

また、広く人権尊重の視野に立った人権意識の高揚に努めます。

### ○家庭における男女平等の啓発の推進

|                                    |                      |
|------------------------------------|----------------------|
| ・家庭における男女共同参画についての啓発               | 市長公室、学校教育課<br>生涯学習課  |
| ・男女平等観に立った家事、育児、介護を促進するための各種講習会の開催 | 市長公室、学校教育課<br>生涯学習課、 |

### ○学校等における男女平等教育の推進

|                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| ・男女平等や男女の相互理解、協力のための教育の推進   | 学校教育課       |
| ・保育所や幼稚園における男女平等意識の基礎づくりの推進 | 福祉保健課、学校教育課 |
| ・教師等、学校教育関係者の研修の充実          | 学校教育課       |

### ○職場における男女平等教育の推進

|  |                 |
|--|-----------------|
| ・市職員の意識改革の推進                           | 総務課             |
| ・事業所等における男女の差別をなくし、一人ひとりの能力に対する正当評価の促進 | 新産業創造課          |
| ・男女平等の視点に基づく職場慣行及び事業体系の改善に向けた意識啓発      | 総務課、新産業創造課      |
| ・職場における男女平等についての研修及び意識の啓発              | 総務課、新産業創造課      |
| ・セクシュアル・ハラスメントの防止に関する研修及び相談体制の整備       | 総務課、市長公室、新産業創造課 |

### ○地域における男女平等教育の推進

|  |            |
|--|------------|
| ・男女平等に対する法律や現状についての学習機会の提供                       | 市長公室、生涯学習課 |
| ・地域社会における男女の相互理解を深めるための交流活動、学習機会の充実              | 市長公室、生涯学習課 |
| ・男女共同参画の視点に基づいた生涯学習事業の推進                         | 生涯学習課      |
| ・男女平等や人としての思いやり、助け合いを学ぶため、育児、障がい者、老人介護の体験学習機会の提供 | 市長公室、福祉保健課 |

### ○人権意識の高揚

|                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| ・あらゆる人権問題に関する広報・啓発活動の推進 | 総務課、市長公室<br>福祉保健課、学校教育課 |
|-------------------------|-------------------------|

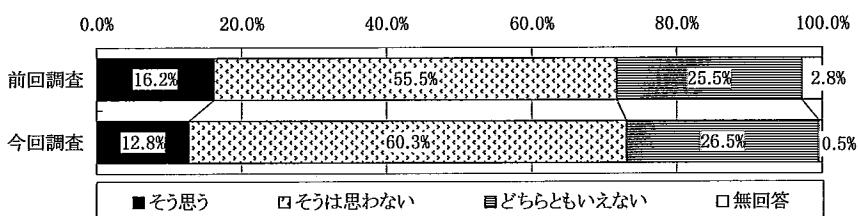
## (2) 性別による固定化した役割分担意識の改革

「男は仕事、女は家庭」という考え方に関する市調査をみると、「そう思う」と肯定した人は 12.8%であり、前回調査から 3.4%減少している。特に男性では、「そう思う」と肯定した人が、前回調査で 22.1%であったものが、今回調査で 16.5%と 5.6%減少しており、少しずつではあるものの意識の変化が進んでいるものと考えられます。

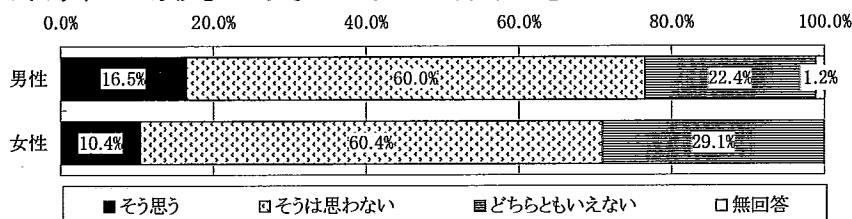
「家庭生活の役割分担」に関する理想と現実の状況を市調査からみると、どの項目においても「二人で分担」の割合について、理想と現実との間に 30%程の差がみられました。「⑤子どものしつけ・育児」については、現実において 34.2%が「二人で分担」しているものの、「①食事の支度」「②食事の後かたづけ」「③掃除」「④洗濯」については、現実において「二人で分担」している家庭は 10%未満となっています。

このような状況から、性別による固定化した役割分担意識の解消に向けて、今後も啓発活動の推進が求められ、老若男女を問わずあらゆる世代において、より一層の意識改革を進める必要があります。

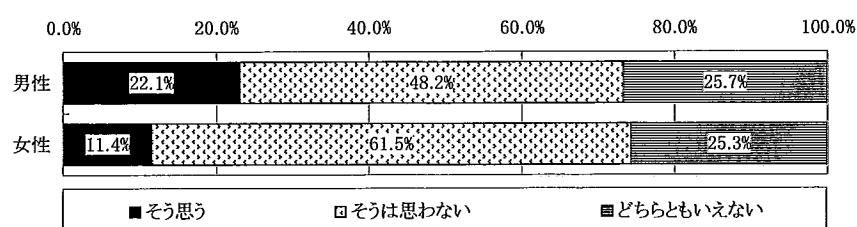
【「男は仕事、女は家庭」という考え方: 前回調査との比較】



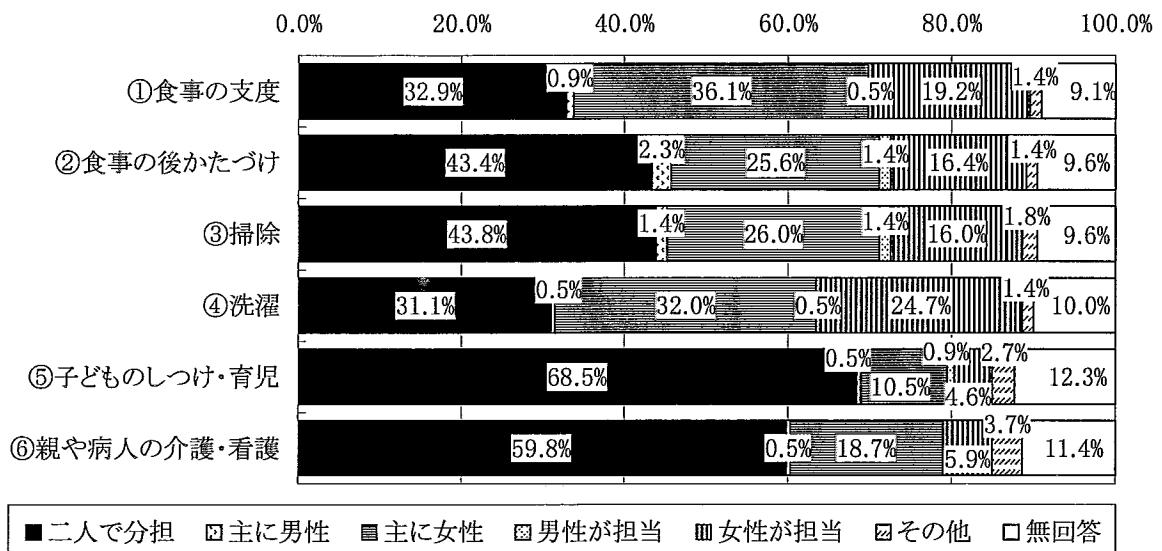
【「男は仕事、女は家庭」という考え方: 性別 今回調査】



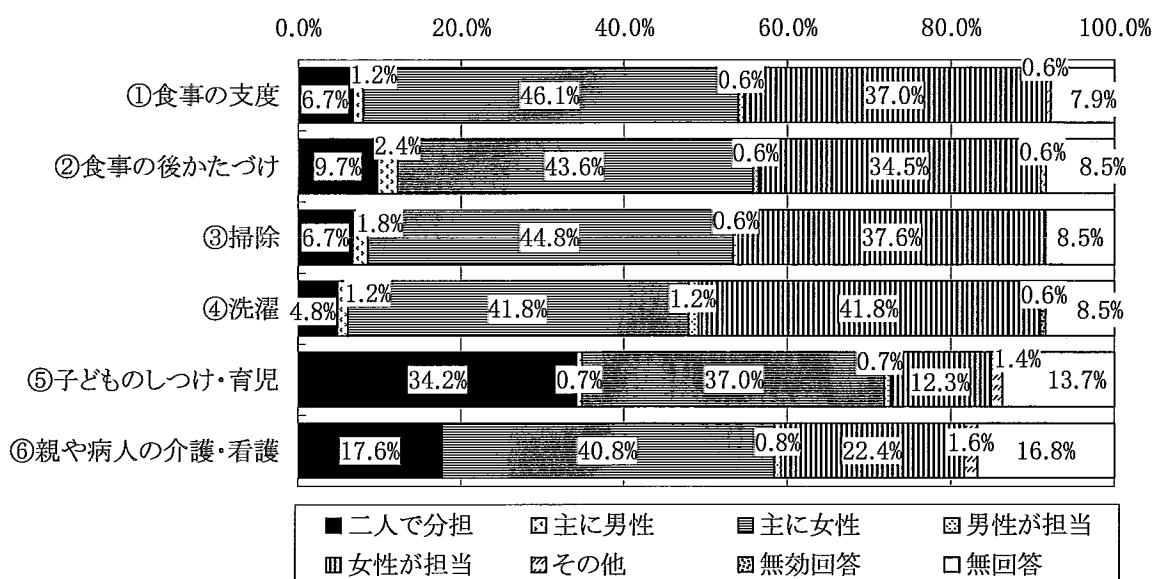
【「男は仕事、女は家庭」という考え方: 性別 前回調査】



### 【家庭生活の役割分担(理想)】



### 【家庭生活の役割分担(現実)】(配偶者等のいる方のみ)



## ①男女共同参画に向けた意識改革

性別による固定化した役割分担意識の改革を進めるため、広報・啓発活動を積極的に行い、慣習やしきたりにみられる性別役割分担の解消に努めます。

また、男女共同参画の市民意識の向上を推進し、家庭生活や社会生活における男女相互の自立意識の高揚に努めます。

### ○男女平等意識の啓発

|   |      |
|---|------|
| ・家庭、地域、職場の様々な場所における固定的な性別役割分担や慣習、慣行を見直すため、広報等による啓発活動の実施 | 市長公室 |
| ・固定的な性別役割分担意識をはじめとする市民意識の定期的な調査の実施                      | 市長公室 |

### ○自主的な男女共同参画のための市民意識の高揚

|   |      |
|---|------|
| ・すべての市民が男女の差別意識をなくし、男女がともに平等意識を持った積極的な行動の推進 | 市長公室 |
| ・男女平等に対する世代間格差の解消                           | 市長公室 |

### ○男女共同参画に向けた相談体制の確立

|                |      |
|----------------|------|
| ・市民に対する相談体制の充実 | 市長公室 |
|----------------|------|

## ②個性を認め合う意識の育成

違いを認めあうこころを醸成するための情報、学習機会の提供に努めます。

また、個性を認め合い、男女の自立に向けて生き方を考えるための学習機会の提供を行います。

### ○違いを認めあうこころを醸成するための情報、学習機会の提供

|                                |                     |
|--------------------------------|---------------------|
| ・女性問題、男性問題解決のための講座や講演会の開催      | 市長公室、生涯学習課          |
| ・生涯学習推進事業や家庭学級との連携による自己啓発事業の展開 | 市長公室、生涯学習課          |
| ・異性に対する正しい知識の育成及び母性を尊重する意識の啓発  | 市長公室、福祉保健課<br>学校教育課 |

### ○経済的自立、精神的自立に向けた意識の醸成と教育の推進

|                              |                      |
|------------------------------|----------------------|
| ・家事や育児への男女共同参画をめざした学習機会の提供   | 福祉保健課、学校教育課<br>生涯学習課 |
| ・個人としての自立と多様な生き方の選択に向けた情報の提供 | 市長公室、福祉保健課<br>新産業創造課 |

## 基本目標2 男女が互いに認め合う社会環境づくり

近年、「労働者派遣法」や「パートタイム労働法」、「改正育児・介護休業法」などの法改正や、平成19年4月から施行される「改正男女雇用機会均等法」など、様々な面での法整備が進み、男女の就労条件の格差は緩やかに改善されつつあります。

女性は妊娠、出産という母性機能を持ち、それは次世代への命を引き継ぐ重要な役割を担っており、社会全体で尊重し、保護されるべきものです。しかしながら、女性は出産に伴い一時的であったとしても仕事を離れなければならず、そのことは、法整備が進むなかにおいても、男女の就労観念に少なからず影響をあたえています。したがって、結婚・妊娠における職場の在り方について考慮し、育児における男性の参加は勿論のこと、家庭や職場に加え地域社会においても、仕事と家事・育児を両立できる支援策が必要です。

また、介護問題についても、家庭での介護能力の低下や女性の雇用機会の拡大により、介護を取り巻く社会環境が変化してきており、これまでの女性を中心とした介護の負担を社会全体で支えていくことや福祉サービスについての基盤を整備することが必要です。

少子・高齢化が進展するなかで、仕事と育児・介護を両立できる環境整備を整えることは、男女が安心して子どもを産み育て、それぞれが家族としての責任を果たすうえでも重要となります。

そして、個々の自立した意識のもとで、自己実現を図り、男女の共同参画機会の拡大や経済的自立を確保し、生き生きと安心して暮らし、健康で生きがいを持って生活できる社会をめざさなければなりません。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに認め合う社会環境づくりが重要であるといえます。

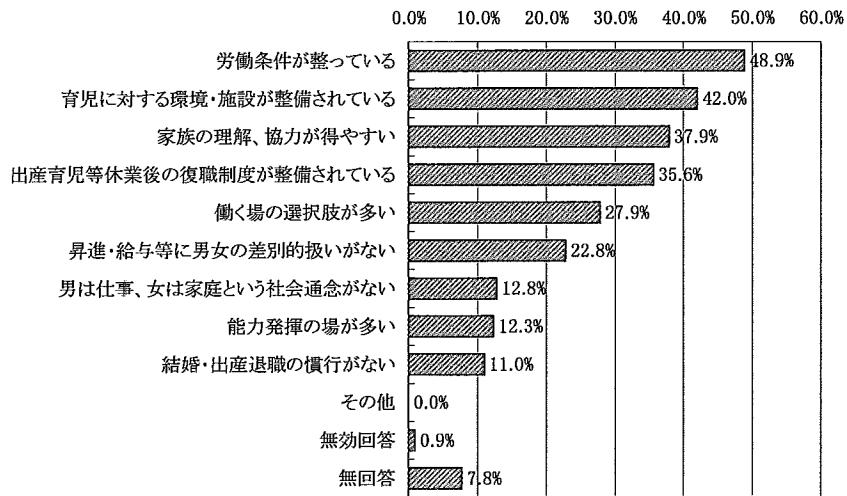
## (1) 働きやすい職場環境づくり

「女性にとって働きやすい環境」について、市調査によると「労働条件が整っている」が48.9%で最も高く、次いで「育児に対する環境・施設が整備されている」が42.0%、「家族の理解、協力が得やすい」が37.9%、「出産育児等休業後の復職制度が整備されている」が35.6%となっています。就労自体における職場環境の整備が重要であるとともに、育児に対する環境整備や出産育児休業後の復職の環境整備など、子育て環境の充実が必要になっています。

本市の主要な産業であった林業、水産業において、女性はこれまで生産活動や地域に大きく貢献しています。しかし、女性に経営管理能力や技術の向上による経営への参画を促し、さらにまちづくりの方針決定の場への参画を促進していくことも必要です。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)が改正され、平成19年4月から施行されるなか、男女の均等な雇用機会の拡大と職場における男女の対等なパートナーシップを確立するための取り組みを推進していくことが求められます。

【女性にとって働きやすい環境】



## ①職場環境の整備・改善

男女が性別にかかわらず、職業上の責任と育児や介護といった家族的責任とを両立することができるよう、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に努めます。

また、様々な働き方を可能とする就労条件の整備や能力の開発を図るとともに、男女の対等なパートナーシップの確立を推進します。

### ○雇用の分野における男女の均等な機会の確保

|                                   |             |
|-----------------------------------|-------------|
| ・男女雇用機会均等法や労働基準法の周知徹底             | 市長公室、新産業創造課 |
| ・働く女性の実態調査の実施及び実態をふまえた啓発活動の推進     | 市長公室、新産業創造課 |
| ・復職、離職、出産にともなう再就職希望者に対する就業援助対策の充実 | 新産業創造課      |

### ○職業能力の開発と起業家支援の促進

|  |              |
|--|--------------|
| ・女性の経済的自立を視野に入れた職業選択と生涯にわたる生活設計をめざす各種講座の推進 | 新産業創造課、生涯学習課 |
| ・女性起業家への支援対策の推進                            | 新産業創造課       |

### ○多様な就業形態における労働条件の向上

|  |              |
|--|--------------|
| ・パートタイム就労に関する法令周知及びパートタイム就労者の就労条件の向上促進 | 新産業創造課、水産農林課 |
| ・家内労働者や家族従業員の就労条件の向上に向けた家内労働法の周知       | 新産業創造課、水産農林課 |
| ・労働時間の短縮、フレックスタイム制、在宅勤務制度の普及           | 総務課、新産業創造課   |

### ○職業生活と家庭生活の両立のための育児、介護の環境整備

|                                |              |
|--------------------------------|--------------|
| ・育児・介護休業法の普及定着に向けての企業・事業所等への周知 | 新産業創造課       |
| ・子育てサービス及び介護サービスの推進            | 福祉保健課        |
| ・家庭生活における育児、介護等の社会的責任意識の普及啓発   | 新産業創造課、福祉保健課 |

## ②雇用条件の改善及び職場内における男女対等意識の育成

男性も女性も対等に働く権利を保障するため、雇用条件の改善を進めるとともに、雇用の場において男女が性により差別されることなく、その能力と意欲を生かせるよう支援します。

また、雇用の場における男女の対等な扱いや女性の活躍に向けた取り組みを促進します。

### ○事業者に対する男女共同参画意識の啓発

|                                       |        |
|---------------------------------------|--------|
| ・雇用における男女の対等な取り扱いの確保<br>に向けた事業主への意識啓発 | 新産業創造課 |
|---------------------------------------|--------|

### ○男女が平等に働く職場組織の確立

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| ・個人としての能力の適正評価及び活用促進    | 総務課、新産業創造課  |
| ・男女による固定的職種意識の見直し       | 市長公室、新産業創造課 |
| ・母性保護及び女性の健康管理に関する組織的支援 | 総務課、新産業創造課  |

### ○企業・事業所における男女共同参画の実態把握及び取り組み支援

|  |             |
|--|-------------|
| ・企業・事業所の運営における男女共同参画の現状把握              | 市長公室、新産業創造課 |
| ・男女雇用機会均等法に沿った事業所内の女性の能力發揮を促すリーダーの育成支援 | 新産業創造課      |

### ○セクシュアル・ハラスメントの排除及び防止のための普及啓発

|                                       |                 |
|---------------------------------------|-----------------|
| ・セクシュアル・ハラスメント防止に向けたセミナーの開催           | 市長公室、<br>新産業創造課 |
| ・セクシュアル・ハラスメント防止のための普及啓発資料の提供         | 総務課、市長公室        |
| ・セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務についての啓発促進 | 新産業創造課          |

## (2) 男女が安心して暮らせる生活環境づくり

「家庭における常時介護が必要な方の有無」について市調査でみると、11.0%の家庭で介護の必要な方をかかえており、前回調査の8.8%から増加しています。それら「常時介護の必要な方の世話の担い手」として主なものを3つ挙げてもらったところ、「公的なヘルパー」が33.4%、「介護施設等」が33.3%で多くなっており、次いで、「妻」が29.2%、「息子」が20.8%、「娘」が20.8%となっています。前回調査とはアンケート調査の問い合わせ方が違うため直接の比較はできませんが、「公的なヘルパー」や「介護施設等」などの介護サービスを活用する家庭が多くなっており、近年、介護サービスの充実が図られてきた成果とも考えられます。しかしながら、世話をする頻度の1位だけをみると、「妻」が25.0%、「息子の嫁」が16.7%と、依然として女性がその役割を担う家庭が多くなっています。

「女性の望ましい就業のあり方」をみると、「結婚して子どもが産まれた後も職業を持ち続ける」ことが望ましいと回答した割合は14.6%であり、前回調査の12.2%から増加はしているものの依然低い割合となっています。一方、「結婚や子育てなどで一時的にやめるが、子育ての期間が過ぎたら再び職業を持つ」ことが望ましいと回答した割合が64.4%に上っており、女性が職場で能力を十分発揮できる職場環境の充実とあわせ、子育て後の復職制度の充実が重要となっているものと考えられます。

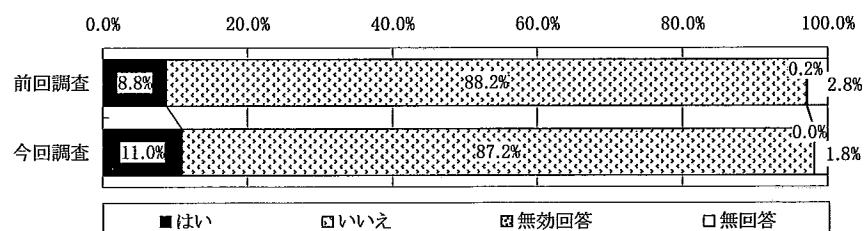
「家庭生活の役割分担」で、父親が担う役割として、「子どものしつけ・育児」にかかる割合は「二人で分担」及び「主に男性」「男性が担当」を合わせて35.6%となっています。が、それ以外の家庭生活の役割は、その多くを女性が担っています。男性が仕事と家庭を両立できる環境は未だ十分とはいえず、「男性が家庭での活動に参加していくために必要なこと」として、「社会通念、慣習、しきたりを改めること」(42.9%)、「夫婦の間で家事などの役割分担をするように十分に話し合うこと」(38.4%)、「男性が家事などに参加することに対する抵抗感をなくすこと」(34.7%)、「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」(33.8%)などが求められています。子育てや介護などの家庭生活での役割を男女が協力して担うという意識づけを進め、また、地域ぐるみで支援体制や各種サービスを充実させていく必要があります。

さらに、病気やけがをしたときや高齢者に、生活を営むうえで支障がないような環境づくりは大切なことです。また、女性は妊娠や出産等、そのライフステージで男性と異なる場面があり、互いに理解を深めながら、男性も女性とともに主体的に健康の管理、保持、増進に取り組むとともに、健康づくりや福祉に必要なサービスや情報が受けられる体制の整備が必要です。

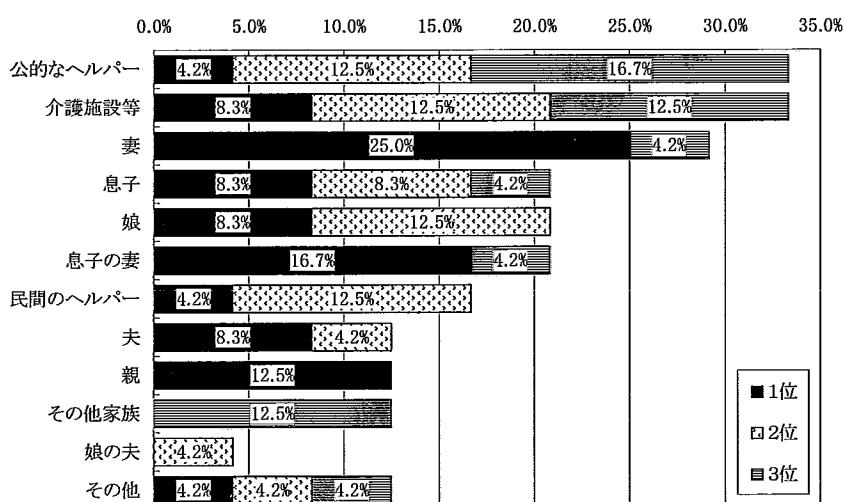
また、「配偶者や恋人からの暴力の経験」を受けたことのある人は「何度もある」「1、2度ある」を合わせて12.3%であり、全体の1割以上が何らかの暴力を受けています。これら配偶者や恋人からの暴力をなくすため、DV防止法が平成13年に

制定されましたが、その認知度は、「法律の内容までよく知っている」「名前は聞いたことがあります、ある程度知っている」を合わせた「内容まで知っている人」は 52.9%と約半数となっています。また、「受けた暴力の内容」としては「大声でどなられたり、暴言を吐かれた」が最も多く、暴力を受けたことのある人の 59.3%となっています。これらの人々の「暴力を受けたときの相談相手」としては「親族」が 25.9%、「友人、知人」が 11.1%となっています。配偶者や恋人からの暴力をなくすため、法律の周知をさらに進めるとともに、相談体制の充実が必要です。

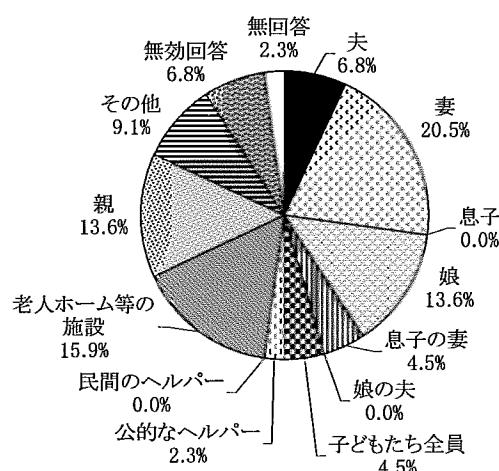
【家庭における常時介護が必要な方の有無: 前回調査との比較】



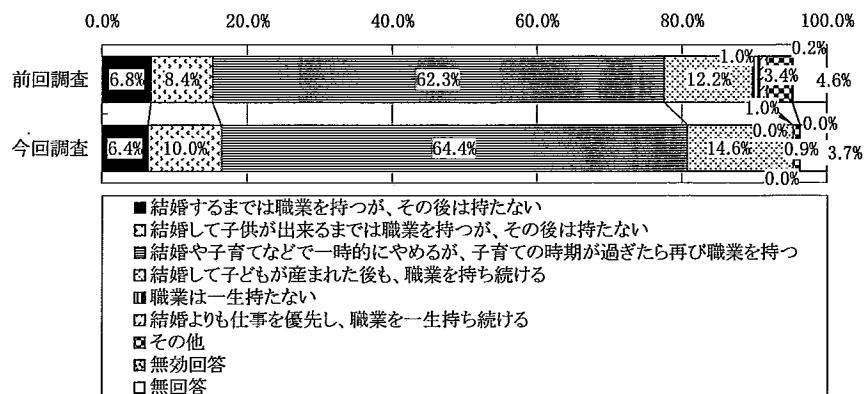
【常時介護の必要な方の世話を担い手(主なもの3つ)】



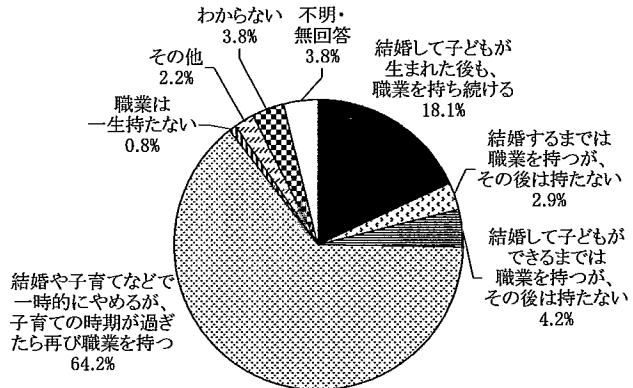
【常時介護の必要な方の世話を担い手(主なもの1つ): 前回調査】



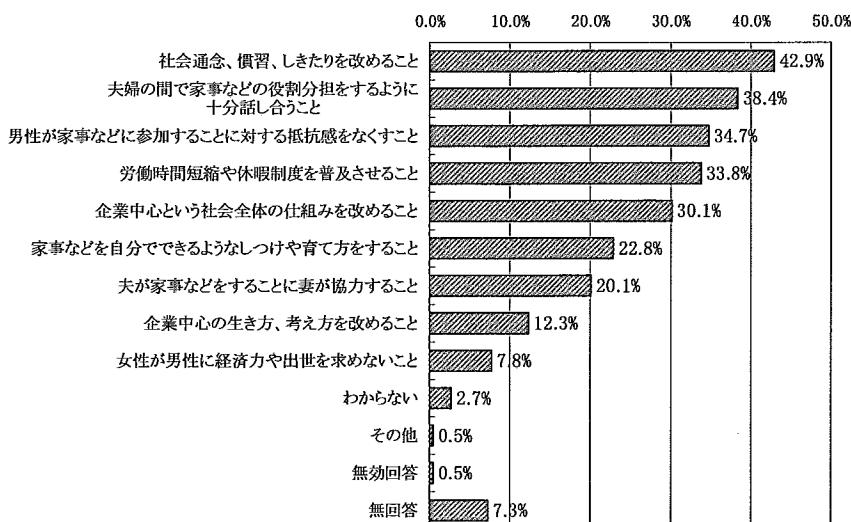
### 【女性の望ましい就業のあり方:前回調査との比較】



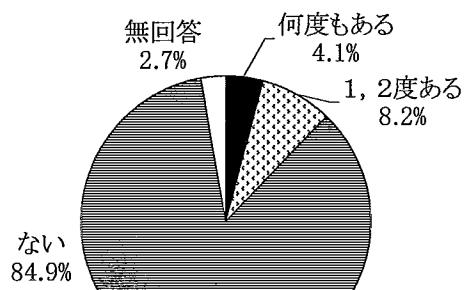
### 【女性の望ましい就業のあり方:県調査】



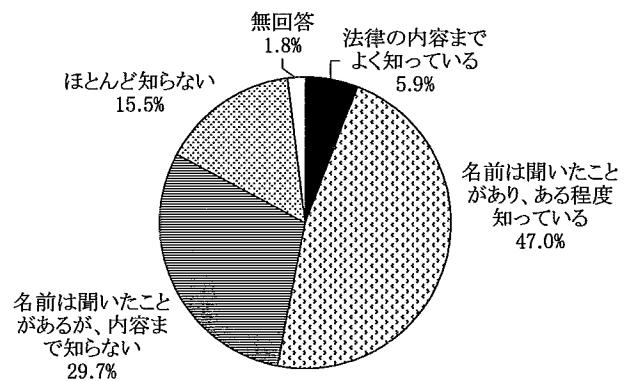
### 【男性が家庭での活動に参加していくために必要なこと】



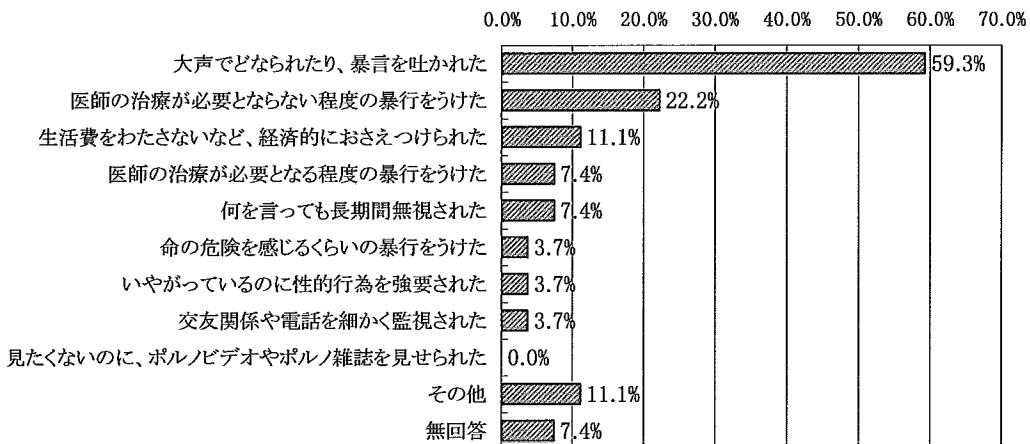
【配偶者や恋人からの暴力の経験】



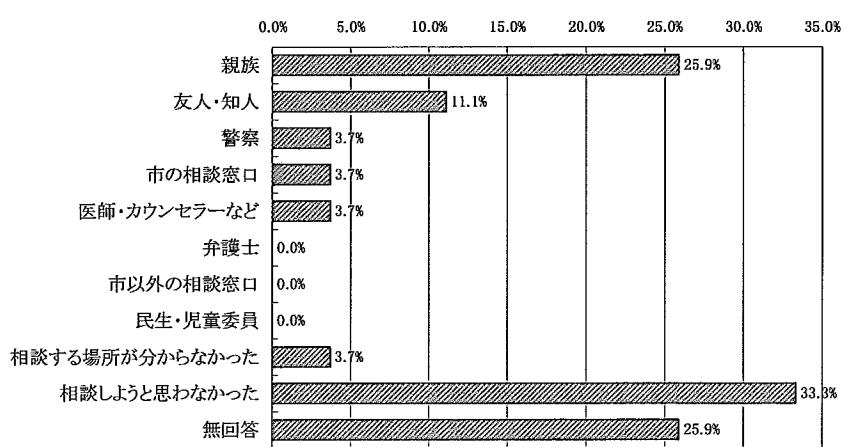
【DV防止法の認知度】



【受けた暴力の内容】



【暴力を受けたときの相談相手】



## ①子育て・介護支援の充実と環境の整備

家族を構成する男女がともに子育て、介護等の家族的責任を果たすことができるよう、意識の啓発を図るとともに、それぞれのライフスタイルに伴う多様なニーズに的確に対応できる仕組みづくりと支援体制の充実に努めます。

### ○子育て・介護における家族的責任に関する意識の啓発

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| ・役割固定意識の是正のための広報、啓発 | 市長公室        |
| ・家庭教育に関する学習機会の充実    | 福祉保健課、生涯学習課 |

### ○子育てや介護の社会化の推進

|  |            |
|--|------------|
| ・子育てや介護を家庭だけでなく地域で支えるための意識づくり、社会全体で支える体制づくりの推進 | 市長公室、福祉保健課 |
|--|------------|

### ○子育て支援の充実

|                                 |             |
|---------------------------------|-------------|
| ・育児の相互援助活動を行うファミリーサポートサービス事業の検討 | 福祉保健課       |
| ・子育て支援サービスの推進                   | 福祉保健課       |
| ・子育てに関する相談機能の充実                 | 福祉保健課、学校教育課 |
| ・気軽に活用できる子育て支援施設の充実             | 福祉保健課、学校教育課 |
| ・ひとり親家庭などの生活安定のための経済的支援         | 福祉保健課       |

### ○介護支援の充実

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ・介護保険サービスと連携した多様な介護支援体制の充実      | 福祉保健課 |
| ・介護に関する相談機能の充実                  | 福祉保健課 |
| ・介護援助について男女それぞれの能力を十分發揮できる環境づくり | 福祉保健課 |

### ○育児・介護休業制度の普及促進

|   |        |
|---|--------|
| ・育児休業制度、介護休業制度の普及に向けた事業者、労働者への啓発        | 新産業創造課 |
| ・育児休業・介護休業を取得した労働者への円滑な職場復帰のための環境づくりの促進 | 新産業創造課 |

## ②生涯を通じた健康づくりと福祉の充実

すべての男女が安全かつ快適に住み慣れた地域で生活できるよう、身近な人びとの支援を受けながら健康の管理及び保持・増進ができる仕組みをつくります。

### ○生涯健康づくりの指導・相談体制の充実

|  |              |
|--|--------------|
| ・健康づくりのための専門的な指導   | 福祉保健課        |
| ・生活習慣病を予防するための食生活習慣、栄養・運動・休養のバランスのとれた生活に関する指導や啓発                     | 福祉保健課        |
| ・女性特有の特徴及び性差に応じた的確な医療や正しい知識の啓発                                       | 福祉保健課        |
| ・H I V／エイズ、性感染症、薬物乱用等、健康を脅かす問題についての正しい知識の普及啓発及び学習機会の充実ならびに保健・医療体制の整備 | 福祉保健課、尾鷲総合病院 |
| ・生活上の諸問題について、肉体だけでなく心の健康を確保するための相談窓口やカウンセリング機能の充実、各種講座の充実            | 福祉保健課、尾鷲総合病院 |

### ○保健医療対策の充実

|   |               |
|---|---------------|
| ・尾鷲総合病院を中心とした関係機関との連携を強化し地域医療の充実を図る           | 福祉保健課、尾鷲総合病院  |
| ・乳幼児から高齢者に至るまでの一貫した健診、保健指導の実施、的確な情報提供や相談機能の充実 | 福祉保健課、尾鷲総合病院  |
| ・出産前後の母子の健康を守る周産期保健医療体制の整備                    | 福祉保健課、尾鷲総合病院、 |

## ③ドメスティック・バイオレンス対策の充実

精神的・肉体的な暴力などドメスティック・バイオレンスのない家庭・社会づくりのための意識啓発を進めるとともに、被害を受けた人への相談・援助体制を充実します。

### ○ドメスティック・バイオレンス等の根絶

|   |            |
|---|------------|
| ・DV防止法の周知を図るとともに保健、医療、福祉、警察等との連携による相談・援助体制の強化     | 市長公室、福祉保健課 |
| ・女性を始め、子どもや高齢者、障がい者等に対する精神的、肉体的暴力をなくすための各種啓発活動の推進 | 市長公室、福祉保健課 |

### 基本目標3 あらゆる分野への男女共同参画

これまでの社会システムの多くが男性中心に形づくられてきました。しかし、最近は女性によって支えられ活性化する市民グループ、女性が積極的に取り組むことで活性化する地域活動、女性を中心に活動して成功している企業活動等、女性の参画によって成功しているものが数多く見受けられます。

看護士や保育士を始め、女性のものとみられていた職種への男性の参画も進み、新しい男女の共同体制が生まれています。

男性中心組織への女性の参画、逆に女性中心組織への男性の参画は、今後ますます増え、新しい視点・価値観の交流や男女がともに活動することにより、活性化が進みよりよい活動が期待されています。

今後まちづくりや政策・方針決定の場も含めあらゆる分野に女性の参画が進むことにより、男女それぞれの意見が反映され、ともに人として豊かに暮らせる社会の仕組みを作り出すことが期待されます。

21世紀のおわせを創るには、男女が対等なパートナーシップを確立し、あらゆる分野で男女が平等・対等に参画でき、温かみのある暮らしやすい社会の実現が必要であり、男女が輝いて生きる社会をめざしていくことが重要です。

## (1) 政策・方針決定の場への女性の積極的登用と参画

平成 12 年 10 月 1 日施行の「尾鷲市審議会等女性委員登用推進要綱」では、平成 20 年度末までに登用率が 40%（当面平成 15 年度末までは 30%）を目標値としていますが、プラン作成時の登用率 20.1% に対して平成 18 年度では 28.7% と 8.6 ポイント上昇しているものの、平成 15 年度末の数値目標値をクリアしておらず、20 年度末の数値目標の到達は非常に困難な状況にあります。

登用している委員においても他の審議会等と重複して参画している場合も見受けられ、男女が均衡かつ幅広く、政策・方針決定の場に参画していただくため、基盤となる人材の養成が必要であり、また、任用する制度が必要です。

このようなことから、平成 19 年 4 月施行の「尾鷲市男女共同参画推進条例」においては、同条例の基づく審議会委員の男女比率をいずれか一方が 10 分の 4 未満となるないよう規定しています。

男女がともに豊かな生き方のできる社会の実現と調和ある発展には、男女双方の意見などがバランスよく取り入れられていることが重要であり、女性の参画が少ない現状においては、政策・方針決定の場への女性の参画を積極的に進める必要があります。

## ①各種審議会委員・管理職への女性登用の推進

様々な施策を決定する場へ男女の意見をバランス良く反映していくため、公的な意思決定部門における男女の対等な参画に向けて取り組みます。

### ○女性登用に向けた人材確保

|                        |      |
|------------------------|------|
| ・政策決定の場への女性任用に向けた人材の養成 | 市長公室 |
|------------------------|------|

### ○審議会への女性の登用推進

|                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| ・審議会、委員会への女性登用率の向上                | 市長公室 |
| ・「尾鷲市審議会等女性委員登用推進要綱」に準じた男女構成比の見直し | 市長公室 |

### ○管理職等への女性登用

|   |     |
|---|-----|
| ・政策・方針決定の場への女性参画の推進を目的とした能力向上のための学習、研修機会の充実 | 総務課 |
|---|-----|

## ②地域社会における管理者・指導者への女性登用の促進

企業・事業所や各種団体、地域社会における方針決定の場へ男女が対等に参画することをめざします。

また、あらゆる場の意思決定部門への女性参画が進むよう積極的改善措置（ポジティブ・アクション）への理解を深めていくとともに、女性自身のエンパワーメントの普及に努めます。

### ○地域社会における男女共同参画への取り組み促進

|                        |            |
|------------------------|------------|
| ・地域の方針決定の場への女性の参画促進    | 市長公室       |
| ・女性の地域リーダーの養成、女性指導者の拡充 | 市長公室、生涯学習課 |
| ・企業、各種団体の管理職への女性登用の促進  | 市長公室       |

### ○男女共同参画の視点に立った慣習、慣行の見直し

|                   |      |
|-------------------|------|
| ・根強く残る慣習、慣行の見直し促進 | 市長公室 |
|-------------------|------|

### ○あらゆる場における積極的改善措置の採用に向けた普及啓発

|   |                    |
|---|--------------------|
| ・組織、企業・事業所等において数値目標を定め、目標実現に向けて取り組む等のポジティブ・アクションの普及啓発 | 総務課、市長公室<br>新産業創造課 |
|---|--------------------|

## (2)社会活動・まちづくりへの共同参画

21世紀のまちづくりは「市民」が主役であり、地域社会の様々な問題を解決し、活力あふれ潤いのある地域を創造していくためには「市民」の力が欠かせず、女性と男性がともに社会活動、まちづくり活動に参画することが望まれます。そして、それは男女を問わず一人ひとりの自己実現のための機会が増えることであり、多様な生き方の選択肢となります。

市調査によると、地域の社会活動に参加していない人が男性47.8%女性49.5%で、とくに20歳代は74.3%に達しています。仕事や個人の時間を優先するあまり、地域とのつながりを築くことができなくなるのは、男性だけでなく、女性にも言えることです。

社会活動に参加しやすい環境づくりのため、仕事との両立、家庭との両立が可能な環境の整備を進めるとともに、活動の場の確保、情報提供等の条件整備を図っていくことが必要です。また、地域との連携や能力向上を図り、まちづくりへの積極的な参画を促すため、学習機会の充実、リーダーの養成、団体のネットワーク化を図る必要があります。

男性もしくは女性に偏った社会活動への参画とならないよう、それら環境整備のもと、あらゆる機会への男女の均等な参画を進めていかなければなりません。

## ①地域活動へ参加しやすい社会環境づくり

市民の主体的な活動を促進するため、情報の提供や情報交換など活動の場の提供を行い、市民団体相互の交流を促します。

また、すべての市民が地域活動に参加しやすい体制整備に努めます。

### ○市民団体のネットワーク化の促進

- ・市民の連携と地位向上を図り、地域活動における男女の参加を促進するため、情報提供と相互ネットワーク化を促進

市長公室

### ○活動の場の提供

- ・施設の有効利用を図り、各種団体の活動や交流の拠点となる場の提供

市長公室

### ○女性のエンパワーメントの支援

- ・生涯学習や研修会を通じた女性のエンパワーメントの支援

市長公室、生涯学習課

### ○一時託児事業の促進

- ・社会参画が困難な養育者を支援するため、養育者が生涯学習や地域活動へ参加する間、幼児を預かる一時託児事業の促進

福祉保健課

## ②社会活動への参加啓発

男女が自らの意思によって社会活動に参加することができるような気運を醸成し、参加啓発に努めます。

また、国際社会における男女共同参画の動向に対しても、理解を深める学習機会や交流機会の提供に努めます。

### ○男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

|   |                    |
|---|--------------------|
| ・男女がともに知恵を出し合い、男女共同参画の視点に基づいた魅力あるまちづくりの推進 | 市長公室、新産業創造課<br>建設課 |
| ・都市計画への積極的な市民参加                           | 建設課                |

### ○地域活動への参加促進

|  |      |
|--|------|
| ・P T A、自治会、老人会、地域防災組織、福祉ボランティア、市民活動グループ等の様々な地域活動への参加促進 | 市長公室 |
|--|------|

### ○国際的取り組みへの対応

|                              |                     |
|------------------------------|---------------------|
| ・国際理解を深める学習機会の提供             | 市長公室、生涯学習課          |
| ・在住外国人との交流機会の提供              | 市長公室、生涯学習課          |
| ・語学ボランティアの育成、ホームステイ受け入れ家庭の育成 | 市長公室、学校教育課<br>生涯学習課 |

## 第3章 計画の推進体制

### 1. 推進体制の整備

本計画を円滑に推進していくためには、市民に対して、この計画の周知に努めるとともに、市、市民、事業所を挙げて、全市的に男女共同参画社会の推進に向けての施策を推進する必要があります。

また、計画の実効性を確保するため、常に進行管理に努めるとともに、地域の実情や社会情勢の変化などに応じて計画の見直しを行うことが必要です。

こうした観点から、この計画について、次のような推進体制づくりを進めます。

- (1) 行政は「尾鷲市男女共同参画推進会議」を中心に、この計画の推進に係る実務を行う関係各課の連携体制を整備します。
- (2) 行政は、男女共同参画推進施策について、市民及び事業者と協力、連携に努めます。
- (3) 行政は、男女共同参画施策に関し、その実務について、国、県及び近隣自治体などとの協力、連携に努めます。
- (4) 市民は、男女共同参画についての理解を深め、男女の平等な参画機会を確保するなど男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めます。
- (5) 事業者は、事業活動を行うに当たって、雇用における男女の平等な参画の機会を確保するなど、男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めます。
- (6) 事業者は、男女が職業生活における活動及び家庭生活における活動やその他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めます。

## 参考資料

### 所管課別施策一覧表

※「1-(1)-①」等は5、6ページの施策の体系の番号を表しています

|     |   |         |
|-----|---|---------|
| 総務課 | ・行政や団体・企業等を対象としたセミナーの実施                               | 1-(1)-① |
|     | ・人材育成を目的とした研修教育機会の充実                                  | 1-(1)-① |
|     | ・市職員の意識改革の推進  | 1-(1)-② |
|     | ・男女平等の視点に基づく職場慣行及び事業体系の改善に向けた意識啓発                     | 1-(1)-② |
|     | ・職場における男女平等についての研修及び意識の啓発                             | 1-(1)-② |
|     | ・セクシュアル・ハラスメントの防止に関する研修及び相談体制の整備                      | 1-(1)-② |
|     | ・あらゆる人権問題に関する広報・啓発活動の推進                               | 1-(1)-② |
|     | ・労働時間の短縮、フレックスタイム制、在宅勤務制度の普及                          | 2-(1)-① |
|     | ・個人としての能力の適正評価及び活用促進                                  | 2-(1)-② |
|     | ・母性保護及び女性の健康管理に関する組織的支援                               | 2-(1)-② |
|     | ・セクシュアル・ハラスメント防止のための普及啓発資料の提供                         | 2-(1)-② |
|     | ・政策・方針決定の場への女性参画の推進を目的とした能力向上のための学習、研修機会の充実           | 3-(1)-① |
|     | ・組織、企業・事業所等において数値目標を定め、目標実現に向けて取り組む等のポジティブ・アクションの普及啓発 | 3-(1)-② |

|      |   |         |
|------|---|---------|
| 市長公室 | ・男女共同参画社会づくりのため、関係諸団体と連携した全市を挙げた運動の展開                   | 1-(1)-① |
|      | ・男女共同参画に貢献した個人・団体に対する支援・連携                              | 1-(1)-① |
|      | ・行政や団体・企業等を対象としたセミナーの実施                                 | 1-(1)-① |
|      | ・地域活動に根ざした学習の奨励、各種講座の充実                                 | 1-(1)-① |
|      | ・人材育成を目的とした研修教育機会の充実                                    | 1-(1)-① |
|      | ・図書館における男女共同参画に書籍の充実及び情報の収集                             | 1-(1)-① |
|      | ・「広報おわせ」、ホームページ等を使った市民への情報提供                            | 1-(1)-① |
|      | ・活字、映像、インターネットを始めとした様々なメディアの活用による、男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進  | 1-(1)-① |
|      | ・家庭における男女共同参画についての啓発                                    | 1-(1)-② |
|      | ・男女平等観に立った家事、育児、介護を促進するための各種講習会の開催                      | 1-(1)-② |
|      | ・セクシュアル・ハラスメントの防止に関する研修及び相談体制の整備                        | 1-(1)-② |
|      | ・男女平等に対する法律や現状についての学習機会の提供                              | 1-(1)-② |
|      | ・地域社会における男女の相互理解を深めるための交流活動、学習機会の充実                     | 1-(1)-② |
|      | ・男女平等や人としての思いやり、助け合いを学ぶため、育児、障がい者、老人介護の体験学習機会の提供        | 1-(1)-② |
|      | ・あらゆる人権問題に関する広報・啓発活動の推進                                 | 1-(1)-② |
|      | ・家庭、地域、職場の様々な場所における固定的な性別役割分担や慣習、慣行を見直すため、広報等による啓発活動の実施 | 1-(2)-① |
|      | ・固定的な性別役割分担意識をはじめとする市民意識の定期的な調査の実施                      | 1-(2)-① |
|      | ・すべての市民が男女の差別意識をなくし、男女がともに平等意識を持った積極的な行動の推進             | 1-(2)-① |

## 市長公室

|   |         |
|---|---------|
| ・男女平等に対する世代間格差の解消                                     | 1-(2)-① |
| ・市民に対する相談体制の充実  | 1-(2)-① |
| ・女性問題、男性問題解決のための講座や講演会の開催                             | 1-(2)-② |
| ・生涯学習推進事業や家庭学級との連携による自己啓発事業の展開                        | 1-(2)-② |
| ・異性に対する正しい知識の育成及び母性を尊重する意識の啓発                         | 1-(2)-② |
| ・個人としての自立と多様な生き方の選択に向けた情報の提供                          | 1-(2)-② |
| ・男女雇用機会均等法や労働基準法の周知徹底                                 | 2-(1)-① |
| ・働く女性の実態調査の実施及び実態をふまえた啓発活動の推進                         | 2-(1)-① |
| ・男女による固定的職種意識の見直し                                     | 2-(1)-② |
| ・企業・事業所の運営における男女共同参画の現状把握                             | 2-(1)-② |
| ・セクシュアル・ハラスメント防止に向けたセミナーの開催                           | 2-(1)-② |
| ・セクシュアル・ハラスメント防止のための普及啓発資料の提供                         | 2-(1)-② |
| ・役割固定意識のは正のための広報、啓発                                   | 2-(2)-① |
| ・子育てや介護を家庭だけでなく地域で支えるための意識づくり、社会全体で支える体制づくりの推進        | 2-(2)-① |
| ・DV防止法の周知を図るとともに保健、医療、福祉、警察等との連携による相談・援助体制の強化         | 2-(2)-③ |
| ・女性を始め、子どもや高齢者、障がい者等に対する精神的、肉体的暴力をなくすための各種啓発活動の推進     | 2-(2)-③ |
| ・政策決定の場への女性任用に向けた人材の養成                                | 3-(1)-① |
| ・審議会、委員会への女性登用率の向上                                    | 3-(1)-① |
| ・「尾鷲市審議会等女性委員登用推進要綱」に準じた男女構成比の見直し                     | 3-(1)-① |
| ・地域の方針決定の場への女性の参画促進                                   | 3-(1)-② |
| ・女性の地域リーダーの養成、女性指導者の拡充                                | 3-(1)-② |
| ・企業、各種団体の管理職への女性登用の促進                                 | 3-(1)-② |
| ・根強く残る慣習、慣行の見直し促進                                     | 3-(1)-② |
| ・組織、企業・事業所等において数値目標を定め、目標実現に向けて取り組む等のポジティブ・アクションの普及啓発 | 3-(1)-② |
| ・市民の連携と地位向上を図り、地域活動における男女の参加を促進するため、情報提供と相互ネットワーク化を促進 | 3-(2)-① |
| ・施設の有効利用を図り、各種団体の活動や交流の拠点となる場の提供                      | 3-(2)-① |
| ・生涯学習や研修会を通じた女性のエンパワーメントの支援                           | 3-(2)-① |
| ・男女がともに知恵を出し合い、男女共同参画の視点に基づいた魅力あるまちづくりの推進             | 3-(2)-② |
| ・PTA、自治会、老人会、地域防災組織、福祉ボランティア、市民活動グループ等の様々な地域活動への参加促進  | 3-(2)-② |
| ・国際理解を深める学習機会の提供                                      | 3-(2)-② |
| ・在住外国人との交流機会の提供                                       | 3-(2)-② |
| ・語学ボランティアの育成、ホームステイ受け入れ家庭の育成                          | 3-(2)-② |

|       |  |         |
|-------|--|---------|
| 福祉保健課 | ・保育所や幼稚園における男女平等意識の基礎づくりの推進  | 1-(1)-② |
|       | ・男女平等や人としての思いやり、助け合いを学ぶため、育児、障がい者、老人介護の体験学習機会の提供                   | 1-(1)-② |
|       | ・あらゆる人権問題に関する広報・啓発活動の推進  | 1-(1)-② |
|       | ・異性に対する正しい知識の育成及び母性を尊重する意識の啓発                                      | 1-(2)-② |
|       | ・家事や育児への男女共同参画をめざした学習機会の提供   | 1-(2)-② |
|       | ・個人としての自立と多様な生き方の選択に向けた情報の提供                                       | 1-(2)-② |
|       | ・子育てサービス及び介護サービスの推進  | 2-(1)-① |
|       | ・家庭生活における育児、介護等の社会的責任意識の普及啓発                                       | 2-(1)-① |
|       | ・家庭教育に関する学習機会の充実   | 2-(2)-① |
|       | ・子育てや介護を家庭だけでなく地域で支えるための意識づくり、社会全体で支える体制づくりの推進                     | 2-(2)-① |
|       | ・育児の相互援助活動を行うファミリーサポートサービス事業の検討                                    | 2-(2)-① |
|       | ・子育て支援サービスの推進  | 2-(2)-① |
|       | ・子育てに関する相談機能の充実  | 2-(2)-① |
|       | ・気軽に活用できる子育て支援施設の充実  | 2-(2)-① |
|       | ・ひとり親家庭などの生活安定のための経済的支援  | 2-(2)-① |
|       | ・介護保険サービスと連携した多様な介護支援体制の充実   | 2-(2)-① |
|       | ・介護に関する相談機能の充実   | 2-(2)-① |
|       | ・介護援助について男女それぞれの能力を十分發揮できる環境づくり                                    | 2-(2)-① |
|       | ・健康づくりのための専門的な指導   | 2-(2)-② |
|       | ・生活習慣病を予防するための食生活習慣、栄養・運動・休養のバランスのとれた生活に関する指導や啓発                   | 2-(2)-② |
|       | ・女性特有の特徴及び性差に応じた的確な医療や正しい知識の啓発                                     | 2-(2)-② |
|       | ・HIV／エイズ、性感染症、薬物乱用等、健康を脅かす問題についての正しい知識の普及啓発及び学習機会の充実ならびに保健・医療体制の整備 | 2-(2)-② |
|       | ・生活上の諸問題について、肉体だけでなく心の健康を確保するための相談窓口やカウンセリング機能の充実、各種講座の充実          | 2-(2)-② |
|       | ・尾鷲総合病院を中心とした関係機関との連携を強化し地域医療の充実を図る                                | 2-(2)-② |
|       | ・乳幼児から高齢者に至るまでの一貫した健康診査、保健指導の実施、的確な情報提供や相談機能の充実                    | 2-(2)-② |
|       | ・出産前後の母子の健康を守る周産期保健医療体制の整備   | 2-(2)-② |
|       | ・DV防止法の周知を図るとともに保健、医療、福祉、警察等との連携による相談・援助体制の強化                      | 2-(2)-③ |
|       | ・女性を始め、子どもや高齢者、障がい者等に対する精神的、肉体的暴力をなくすための各種啓発活動の推進                  | 2-(2)-③ |
|       | ・社会参画が困難な養育者を支援するため、養育者が生涯学習や地域活動へ参加する間、幼児を預かる一時託児事業の促進            | 3-(2)-① |
| 建設課   | ・男女がともに知恵を出し合い、男女共同参画の視点に基づいた魅力あるまちづくりの推進                          | 3-(2)-② |
|       | ・都市計画への積極的な市民参加  | 3-(2)-② |

|        |   |         |
|--------|---|---------|
| 新産業創造課 | ・行政や団体・企業等を対象としたセミナーの実施                               | 1-(1)-① |
|        | ・事業所等における男女の差別をなくし、一人ひとりの能力に対する正当評価の促進                | 1-(1)-② |
|        | ・男女平等の視点に基づく職場慣行及び事業体系の改善に向けた意識啓発                     | 1-(1)-② |
|        | ・職場における男女平等についての研修及び意識の啓発                             | 1-(1)-② |
|        | ・セクシュアル・ハラスメントの防止に関する研修及び相談体制の整備                      | 1-(1)-② |
|        | ・個人としての自立と多様な生き方の選択に向けた情報の提供                          | 1-(2)-② |
|        | ・男女雇用機会均等法や労働基準法の周知徹底                                 | 2-(1)-① |
|        | ・働く女性の実態調査の実施及び実態をふまえた啓発活動の推進                         | 2-(1)-① |
|        | ・復職、離職、出産にもつながる再就職希望者に対する就業援助対策の充実                    | 2-(1)-① |
|        | ・女性の経済的自立を視野に入れた職業選択と生涯にわたる生活設計をめざす各種講座の推進            | 2-(1)-① |
|        | ・女性起業家への支援対策の推進                                       | 2-(1)-① |
|        | ・パートタイム就労に関する法令周知及びパートタイム就労者の就労条件の向上促進                | 2-(1)-① |
|        | ・家内労働者や家族従業員の就労条件の向上に向けた家内労働法の周知                      | 2-(1)-① |
|        | ・労働時間の短縮、フレックスタイム制、在宅勤務制度の普及                          | 2-(1)-① |
|        | ・育児・介護休業法の普及定着に向けての企業・事業所等への周知                        | 2-(1)-① |
|        | ・家庭生活における育児・介護等の社会的責任意識の普及啓発                          | 2-(1)-① |
|        | ・雇用における男女の対等な取り扱いの確保に向けた事業主への意識啓発                     | 2-(1)-② |
|        | ・個人としての能力の適正評価及び活用促進                                  | 2-(1)-② |
|        | ・男女による固定的職種意識の見直し                                     | 2-(1)-② |
|        | ・母性保護及び女性の健康管理に関する組織的支援                               | 2-(1)-② |
|        | ・企業・事業所の運営における男女共同参画の現状把握                             | 2-(1)-② |
|        | ・男女雇用機会均等法に沿った事業所内の女性の能力発揮を促すリーダーの育成支援                | 2-(1)-② |
|        | ・セクシュアル・ハラスメント防止に向けたセミナーの開催                           | 2-(1)-② |
|        | ・セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務についての啓発促進                 | 2-(1)-② |
|        | ・育児休業制度、介護休業制度の普及に向けた事業者・労働者への啓発                      | 2-(2)-① |
|        | ・育児休業・介護休業を取得した労働者への円滑な職場復帰のための環境づくりの促進               | 2-(2)-① |
|        | ・組織、企業・事業所等において数値目標を定め、目標実現に向けて取り組む等のポジティブ・アクションの普及啓発 | 3-(1)-② |
|        | ・男女がともに知恵を出し合い、男女共同参画の視点に基づいた魅力あるまちづくりの推進             | 3-(2)-② |

|       |  |         |
|-------|--|---------|
| 水産農林課 | ・パートタイム就労に関する法令周知及びパートタイム就労者の就労条件の向上促進 | 2-(1)-① |
|       | ・家内労働者や家族従業員の就労条件の向上に向けた家内労働法の周知       | 2-(1)-① |

|        |  |         |
|--------|--|---------|
| 学校教育課  | ・家庭における男女共同参画についての啓発   | 1-(1)-② |
|        | ・男女平等観に立った家事、育児、介護を促進するための各種講習会の開催                                 | 1-(1)-② |
|        | ・男女平等や男女の相互理解、協力のための教育の推進  | 1-(1)-② |
|        | ・保育所や幼稚園における男女平等意識の基礎づくりの推進  | 1-(1)-② |
|        | ・教師等、学校教育関係者の研修の充実   | 1-(1)-② |
|        | ・あらゆる人権問題に関する広報・啓発活動の推進  | 1-(1)-② |
|        | ・異性に対する正しい知識の育成及び母性を尊重する意識の啓発                                      | 1-(2)-② |
|        | ・家事や育児への男女共同参画をめざした学習機会の提供   | 1-(2)-② |
|        | ・子育てに関する相談機能の充実  | 2-(2)-① |
|        | ・気軽に活用できる子育て支援施設の充実  | 2-(2)-① |
| 生涯学習課  | ・語学ボランティアの育成、ホームステイ受け入れ家庭の育成                                       | 3-(2)-② |
|        | ・地域活動に根ざした学習の奨励、各種講座の充実  | 1-(1)-① |
|        | ・家庭における男女共同参画についての啓発   | 1-(1)-② |
|        | ・男女平等観に立った家事、育児、介護を促進するための各種講習会の開催                                 | 1-(1)-② |
|        | ・男女平等に対する法律や現状についての学習機会の提供   | 1-(1)-② |
|        | ・地域社会における男女の相互理解を深めるための交流活動、学習機会の充実                                | 1-(1)-② |
|        | ・男女共同参画の視点に基づいた生涯学習事業の推進   | 1-(1)-② |
|        | ・女性問題、男性問題解決のための講座や講演会の開催  | 1-(2)-② |
|        | ・生涯学習推進事業や家庭学級との連携による自己啓発事業の展開                                     | 1-(2)-② |
|        | ・家事や育児への男女共同参画をめざした学習機会の提供   | 1-(2)-② |
|        | ・女性の経済的自立を視野に入れた職業選択と生涯にわたる生活設計をめざす各種講座の推進                         | 2-(1)-① |
|        | ・家庭教育に関する学習機会の充実   | 2-(2)-① |
|        | ・女性の地域リーダーの養成、女性指導者の拡充   | 3-(1)-② |
|        | ・生涯学習や研修会を通じた女性のエンパワーメントの支援  | 3-(2)-① |
|        | ・国際理解を深める学習機会の提供   | 3-(2)-② |
|        | ・在住外国人との交流機会の提供  | 3-(2)-② |
|        | ・語学ボランティアの育成、ホームステイ受け入れ家庭の育成                                       | 3-(2)-② |
| 図書館    | ・図書館における男女共同参画に書籍の充実及び情報の収集  | 1-(1)-① |
|        |  |         |
| 尾鷲総合病院 | ・HIV／エイズ、性感染症、薬物乱用等、健康を脅かす問題についての正しい知識の普及啓発及び学習機会の充実ならびに保健・医療体制の整備 | 2-(2)-② |
|        | ・生活上の諸問題について、肉体だけでなく心の健康を確保するための相談窓口やカウンセリング機能の充実、各種講座の充実          | 2-(2)-② |
|        | ・尾鷲総合病院を中心とした関係機関との連携を強化し地域医療の充実を図る                                | 2-(2)-② |
|        | ・乳幼児から高齢者に至るまでの一貫した健康診査、保健指導の実施、的確な情報提供や相談機能の充実                    | 2-(2)-② |
|        | ・出産前後の母子の健康を守る周産期保健医療体制の整備   | 2-(2)-② |
|        |  |         |
|        |  |         |
| 全課     | ・地域や団体の自主的な取り組みの推進   | 1-(1)-① |
|        |  |         |

# 尾鷲市男女共同参画審議会設置要綱

## (規定)

第1条 尾鷲市男女共同参画社会推進条例（平成19年尾鷲市条例第2号）第18条の規定に基づき、尾鷲市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (委員)

第2条 委員は、次の基準を満たす者のうちから市長が任命する。

- (1) 有識者
- (2) 労働関係者
- (3) 福祉保健関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 市民団体関係者
- (6) 一般公募者

## (会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (会議)

第4条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことが出来ない。
- 3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (関係職員の出席)

第5条 会長は必要があるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

## (総務)

第6条 審議会の総務は、市長公室地域コミュニティー・男女共同参画係において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に因つて定める。

## 附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

## 尾鷲市男女共同参画審議会 委員名簿

(平成 19 年度)

| 氏 名    | 委員選考対象団体等             | 備 考 |
|--------|-----------------------|-----|
| 土川 禮子  | 元三重県男女共同参画連絡推進会議会長    | 会長  |
| 杉田 雅人  | 尾鷲民生事業協会保育園園長代表       | 副会長 |
| 今村 澄子  | アイリス 21 おわせ代表         |     |
| 内山 満   | 職業訓練法人 紀北建設高等職業訓練校 校長 |     |
| 藤田 郁美  | 一般公募者                 |     |
| 堀内 達也  | 尾鷲市青少年育成市民会議会長        |     |
| 三鬼 晃   | 尾鷲市水産振興協議会会长          |     |
| 三鬼 久美  | 漁業女性アドバイザー            |     |
| 南 房子   | 一般公募者                 |     |
| 森川 さゆり | 一般公募者                 |     |
| 早稻田 好子 | 開拓農業協同組合婦人部           |     |

会長、副会長を除く委員は五十音順

# 尾鷲市男女共同参画推進会議設置要綱

---

## (設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な進行管理及び推進を図るため、府内に尾鷲市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

（1）尾鷲市男女共同参画社会推進基本計画（以下「計画」という。）に関する総合的かつ効果的な進行管理及び推進に関すること。

（2）計画の推進状況の評価及び見直しに関すること。

（3）その他会長が必要と認める事項。

## (組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長をもって組織する。

2 会長は副市長を、副会長は教育長をもって組織する。

3 委員は別表第1号に掲げる職にあるものをもって組織する。

## (会長及び副会長)

第4条 会長は会務を総理し、推進会議を代表する。

2 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させ意見または説明を求めることができる。

## (部会等)

第6条 推進会議は、計画の進行管理及び評価に当たり、部会等を置くことができる。

## (総務)

第7条 推進会議の総務は、市長公室・地域コミュニティー・男女共同参画係において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別にさだめる。

## 附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月17日から施行する。

この要綱は、平成16年2月9日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

## 尾鷲市男女共同参画推進会議委員名簿

(別表第1号)

| 役職名 | 氏 名    | 備 考           |
|-----|--------|---------------|
| 会 長 | 鈴木 恒一  | 副 市 長         |
| 副会長 | 大川 吉久  | 教 育 長         |
| 委 員 | 仲 明    | 総 務 課 長       |
| 〃   | 宮本 忠明  | 福 祉 保 健 課 長   |
| 〃   | 楠 文治   | 環 境 課 長       |
| 〃   | 高芝 芳裕  | 新 産 業 創 造 課 長 |
| 〃   | 吉澤 寿朗  | 議 会 事 務 局 長   |
| 〃   | 三木 正尚  | 教育委員会総務課長     |
| 〃   | 北村 都志雄 | 建 設 課 長       |
| 〃   | 大倉 良繁  | 総合病院総務課長      |
| 〃   | 栗藤 和治  | 市 長 公 室 長     |

# 尾鷲市男女共同参画推進条例

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第7条—第8条）
- 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第17条）
- 第4章 尾鷲市男女共同参画審議会（第18条—第20条）
- 第5章 補則（第21条）

### 附則

私たちがめざす社会は、性別にかかわりなく一人ひとりの人権が尊重され、お互いが責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会であり、「男女共同参画社会基本法」において、その実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けている。

尾鷲市では、平成13年度に「尾鷲市男女共同参画社会推進プラン」を策定し、男女が輝いて生きる社会の実現に向け様々な取り組みを行ってきたが、男女の固定的な役割分担意識や、その他これらに基づく慣行は根強く、男女共同参画社会の実現を阻む要因はいまなお存在している。

このような実情から、私たちは、同法の理念を踏まえ、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において市、市民及び事業者が手を携えて男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって様々な分野における活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「事業者」とは、本市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

### （基本理念）

第3条 本市における男女共同参画の推進のため、次の各号を基本理念とする。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を発揮することができる機会が確保され、かつ、個人としての尊厳及び人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮され、男女が多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が、性別にかかわりなく社会の対等な構成員として、家庭、学校、職場、地域その他の様々な分野で、方針の立案から決定に至るまでの各過程において共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互協力と社会の支援のもとに、家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会の様々な分野における活動を両立して行うことできること。

### （市の責務）

第4条 市は、社会の様々な分野における活動に参画する機会について男女間の格差を積極的に是正するなど、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画推進施策について、市民及び事業者と協力し、かつ、連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

4 市は、男女共同参画推進施策に関し、その実施について国、県及び近隣自治体等と協力し、かつ、連携を図るよう努めるものとする。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、男女の平等な参画の機会を確保するなど、男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たって、その雇用における男女の平等な機会及び待遇を確保するなど、男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、男女が職業生活における活動及び家庭生活における活動その他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

### 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

#### (セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 職場その他の社会的関係において、他人を不快にさせ、かつ、個人の就業環境その他の生活環境を害する性的な言動

(2) 前号に規定する言動を受けた個人の労働条件や日常生活に対して不利益を与える対応

(3) 男女間における暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動

(4) その他性別を理由とする差別的取扱い

2 市は、前項に掲げる行為の防止について、必要な広報その他の啓発活動に努めるものとする。

#### (広報等における情報)

第8条 何人も、広報、報道、広告その他の広く市民を対象とした媒体において、第3条に規定する基本理念に反する表現を行わないよう努めなければならない。

### 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

#### (基本計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たって、あらかじめ男女共同参画審議会に意見を求める

ともに、市民及び事業者の意見を反映できるよう措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (男女共同参画を推進するための措置)

第10条 市は、政策等の立案から評価に至るまでの各過程において男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、審議会等において男女双方の意見が広く取り入れられるよう努めるものとする。

3 市は、市民及び事業者に対し、方針の立案及び決定その他の各過程における男女共同参画を推進するため、情報提供、助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第11条 市は、男女がともに育児、介護その他の家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、職場、学校その他の社会の様々な分野における活動が両立できるようするため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### (雇用の分野における男女共同参画)

第12条 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求め、又は当該報告に応じ必要な助言を行うことができる。

#### (教育及び学習に対する措置等)

第13条 市は、市民及び事業者の男女共同参画についての理解を促進するため教育及び学習の場において必要な措置を講ずるとともに、必要な普及広報活動を行うよう努めるものとする。

#### (生涯にわたる健康に対する支援)

第14条 市は、男女が互いの性について理解を深め、妊娠、出産等について、互いの意志や権利を尊重するとともに、生涯にわたり健全な生活ができるよう情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### (相談の申出への対応)

第15条 市は、市民から男女共同参画の性別による権利侵害に関する相談の申出があった場合は、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (意見、苦情等の申出への対応)

第16条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、意見、苦情等を申し出ることができる。

2 市は、前項による申出を受けたときは、これに適切かつ迅速に対応するものとする。

#### (年次報告)

第17条 市は、毎年度1回、男女共同参画推進施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第4章 尾鷲市男女共同参画審議会

#### (男女共同参画審議会の設置)

第18条 市長は、男女共同参画推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査、評価及び審議するため、尾鷲市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の求めに応じて、次に掲げる事項について調査審議し答申するものとする。

（1） 基本計画の策定及び変更に関する事項

（2） 男女共同参画の推進事項

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

#### (組織)

第19条 審議会は、市長が任命する委員15人以内で組織する。

2 前項の規定において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満となるないものとする。

#### (委員)

第20条 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### 第5章 補則

#### (委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

# 用語解説

## 育児休業制度

男女を問わず労働者が1歳に満たない子どもを養育するため、一定期間休業できる制度。

## エンパワーメント

(empowerment) 力をつけること。政策・方針決定の場に参画できる能力などを身につけること。また、それによって個人が力を持った存在になること。

## 介護休業制度

労働者が高齢者等の介護のため、一定期間休業できる制度。

## 改正育児・介護休業法

1999年4月改正。従来の育児休業制度に加え、介護を要する家族を抱える男女労働者が雇用を中断することなく、一定期間介護のために休むことのできる介護休業制度を法制化。介護休業制度は一律に事業主の義務となる。

## 家内労働法

労働条件の向上と生活の安定を図るために、賃金の最低額、安全及び衛生等の必要事項を定めた法律。

## 在宅勤務制度

情報通信ネットワークの利用等により自宅において勤務する制度。

## 周産期保健医療

妊娠満28週（胎児が1000gの体重に達する時期）から生後満7日目までの周産期（WHO定義）は、胎児及び新生児が母体の影響等を受けて呼吸疾患などを発生しやすく、これらの母児の急激な病態の変化に的確に対応できる保健医療体制を充実させることが求められる。

## 女子差別撤廃条約

正式名称「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃し、男女平等の権利の確立を促進することを目的とした条約。国際的には1979年（昭和54年）に採択、1981年（昭和56年）に発効されており、日本では国内法の整備にあわせ1985年（昭和60年）に批准された。

## セクシュアル・ハラスメント

(sexual harassment) 性的いやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかいなど、様々なものが含まれる。

## 男女共同参画社会基本法

1999年（平成11年）6月23日公布・施行。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を充分に發揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、各種取り組みを総合的かつ計画的に推進するため制定された。

## 男女雇用機会均等法

1986年（昭和61年）4月施行。募集、採用、昇進、教育訓練、定年、解雇など、様々な分野で男女労働者を均等に扱うことが定められている。なお2007年（平成19年）4月から改正男女雇用機会均等法が施行される。

## DV防止法

夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の身体的・心理的暴力などをいうドメスティック・バイオレンス（DV）を防ぐため、2001（平成13）年に法的な措置として成立。正式名称「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。

## ドメスティック・バイオレンス（DV）

(domestic violence) 夫婦間や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあった男女間における身体的・精神的な暴力。略してDVとも言われている。

## パートタイム労働法

正式名称「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。1993年12月施行。短時間労働者に対し、適正な労働条件の確保や教育訓練の実施などの雇用管理の改善に関する措置や、職業能力の開発や向上に関する措置を講ずることにより、その福祉を増進することを目的とする。

## ファミリーサポートサービス

保育等について、援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、地域において相互援助

活動を行うサービス。

#### フレックスタイム制

(flextime system) 労使間の協定により労働者が一週間、一ヶ月などを単位にして一定の時間帯の中で勤務の開始と終了を自由に選択できる制度。

#### ポジティブ・アクション

(positive action) 積極的改善措置。社会の様々な分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

#### 労働基準法

労働者保護を目的として、労働者が人たるに値する生活を営むために必要な労働条件の最低基準を定めた法律。女子保護規定の改正を 1999 (平

成 11) 年施行。改正前は女性に対する保護規定として時間外・休日労働及び深夜業の制限などを定めていたが、これらの規定によって活躍の場を制限される女性も多く、このことを踏まえ、妊娠婦以外の女性の時間外・休日労働及び深夜業の規制を撤廃し、母性保護の充実等の改正がなされた。

#### 労働者派遣法

「労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の就業条件の整備」を目的に制定。1999 (平成 11) 年 12 月に改正労働者派遣法が成立・施行し、派遣労働の対象業務を原則自由化するなどの改正が行われ、雇用の多様化が進むものと見られる。

#### ライフステージ

青年期、壮年期、老年期など、人の一生における身体的あるいは精神的な段階をさす。

**尾鷲市  
男女共同参画推進基本計画**

平成 20 年 3 月

編集：尾鷲市市長公室

〒519-3696

三重県尾鷲市中央町 10 番 43 号

TEL 0597-23-8134 FAX 0597-22-2111

E-mail sechosei@city.owase.lg.jp

URL <http://www.city.owase.mie.jp/>